

## 山形県環境審議会条例

平成6年7月12日山形県条例第45号

## (設置)

第1条 自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第51条第1項及び環境基本法（平成5年法律第91号）第43条第1項に規定する合議制の機関として、山形県環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

## (組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、環境の保全に関し学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第21条第1項の事務に係る事項その他特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に特別委員を置くことができる。

6 特別委員は、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）第7条第1号に規定する国の関係地方行政機関の長等及び学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

7 学識経験のある者のうちから任命される特別委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長)

第3条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、前項の会議の議長となる。

3 第1項の会議は、委員及び議事に関係のある特別委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある特別委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

## (部会)

第6条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、特別委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

- 5 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。
- 7 第4条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第3項及び第4項中「委員及び議事に関係のある特別委員」とあるのは「当該部会に属する委員及び特別委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境エネルギー部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成6年8月1日から施行する。
- 2 平成12年7月31日に第2条第3項に規定する任期が満了することとなる委員の任期は、同項の規定にかかわらず、平成13年4月30日までとする。

附 則 (平成8年3月22日条例第6号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第7号抄)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年7月18日条例第57号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年5月1日から施行する。ただし、附則を附則第1項とし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

(山形県立自然公園条例の一部改正)

- 2 山形県立自然公園条例(昭和33年7月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(山形県自然環境保全条例の一部改正)

- 3 山形県自然環境保全条例(昭和48年3月県条例第21号)の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際現に山形県自然環境保全審議会に諮問されている事項については、山形県環境審議会に諮問されているものとみなす。

附 則 (平成22年3月19日条例第7号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日条例第11号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。